[](http://4.bp.blogspot.com/-1p3dQt8cpqA/U5l6H_0VP8I/AAAAAAAAhZE/QszKqbrd3DU/s800/tennyo.png)【裏面】平成29年1月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～



|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **◎掲載情報に変更がありました。** | | | | |  | | |
| ﾍﾟｰｼﾞ | | 内容 | 変更前 | 変更後 | | 連絡先 | |
| ３  ﾍﾟｰｼﾞ | | 2-1  生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付 | ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※市町村が交付する被災証明書等が必要です。 | | 鳥取県社会福祉協議会  電話：0857-59-6333 | |
| 2-2  生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付 | ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※市町村が交付するり災証明書または被災証明書が必要です。 | | 鳥取県社会福祉協議会  電話：0857-59-6333 | |
| 2-3  災害援護資金の貸付 | ＜対象＞  住宅の補修等 | ＜対象＞　　　　　　　生活の立て直しに要する経費（住居・家財・塀・墓の修繕費、生活費等用途に制限はありません。） | | 福祉保健課  電話：0857-26-7142  FAX：0857-26-8116 | |
| ※市町村が交付する　　り災証明書が必要です。 | ※全壊･半壊の場合は、市町村が交付するり災証明書が必要です。 | |
| 17  ﾍﾟｰｼﾞ | | 5-8  教科書・学用品の給与 | （追加情報）　【私立学校に在籍の方】の問合せ先  教育・学術振興課　電話：0857-26-7022、FAX：0857-26-8110  E-mail：kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp | | | | |
| 【資料】②  被災した住宅の建替、修繕を支援します | | | （追加情報）　住宅再建支援制度を拡充しました。下記要旨です。  ○賃貸住宅（借家、アパートなど）への支援拡充  ・借り主が補修することとされている住宅の賃借人等への支援  ・小規模な賃貸住宅の所有者（家主）への支援  ○住宅の再建方法の拡充  　半壊世帯（賃貸住宅を含む）が住宅を建設又は購入した場合も支援対象とします。 | | | | |
| **◎新規情報です。** | | | | | |
| **中部地震住宅修繕支援センターが開所しました。**  **被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？**  **まずは 家を建てた工務店、大工さん や お近くの工務店、**  **なじみのある業者さん などに相談しましょう。**  家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、  下記の相談窓口へどうぞ。  （鳥取県内の建設・建築関係団体が連携して設立した窓口です。）  **【中部地震住宅修繕支援センター】**  **電　　話　０８５８－２３－５０８８**  **場　　所　倉吉市東巌城町１２（中部建設会館内）**  **受付時間　午前９時から午後5時まで**  鳥取県庁担当課　住まいまちづくり課　TEL 0857-26-7398 | | | | | |

